



尾張旭・セーフティ・サイクリスト・ネットワーク（OSCN）規約

第1条（名 称）

この会は、「尾張旭・セーフティ・サイクリスト・ネットワーク（OSCN）」とする。

第2条（目 的）

この会は、尾張旭市周辺地域での、自転車を中心とした交通文化の正しい発展と健康都市尾張旭市で自転車を利用した健康促進活動に寄与することを目的とする。

第3条（事 業）

この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域交通社会の健全な活性化に関する事業
- (2) 青少年や大人を対象とした交通教育事業
- (3) 健康促進効果の高い自転車の有効活用を推進する事業
- (4) 自転車の操縦技術向上を目的とした講習事業
- (5) その他、この会の目的達成に必要と認められる事業

第4条（会 員）

この会の会員は、尾張旭市周辺の自転車を中心とした交通環境の健全化推進事業に協賛又は、協力して頂ける者とする。

第5条（会 費）

会員は、その活動に必要な場合においてのみ、会費（通信連絡、会議費、事務費等に使用）を納入しなければならない。

第6条（入会及び脱会）

会員になろうとする者は、参加申込書を事務局に提出しなければならない。会員が脱会しようとする時は、事務局に届け出なければならない。

第7条（役 員）

この会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 代表 | 1人 |
| (2) 副代表 | 3人 |
| (2) 特任顧問 | 5人 |
| (3) 理事 | 20人以下（副代表・顧問・事務局長を含む） |
| (4) 監事 | 1人 |
| (5) 会計 | 1人 |

前項の役員は、総会において選出する。

第8条（役員の仕事）

代表は、この会を代表し、会務を統括する。

副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けた時は、その職務を代行する。

理事は、会務の執行を決定すると共に担当会員との連絡調整をする。

監事は、会務の執行状況を監査する。

会計は、会の財産を管理する。

第9条（役員の仕事）

役員の仕事は、1年間とする。

但し、再任を妨げない。

第10条（会議）

この会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

総会は、結成総会、通常総会、臨時総会、解散総会とする。

総会は、会員をもって構成する。

理事会は、理事をもって構成する。

総会及び理事会は、必要に応じ代表が招集する。

第11条（会議の権能）

総会は、次の事項を議決する。

- （1）役員承認
- （2）規約の制定及び改定
- （3）事業方針の決定
- （4）その他この会の運営に関する重要な事項

理事会は、次の事項を議決する。

- （1）総会で議決した事業方針に基づく事業の執行に関する事
- （2）その他会務に関する事

第12条（会議の議長）

総会及び理事会の議長は、代表または代表が指名した副代表がこれにあたる。

第13条（議決）

総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。この場合、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

理事会の議決は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

第14条（会費の支弁）

この会の経費は、会費及び協賛金、助成金、雑収入をもって支弁する。

必要経費の支出は、この会の設立準備委員会の発足の日である2012年4月からとする。

第15条（予算及び決算）

この会の事務を処理するために、事務局をおく。

事務局には、事務局長を置き、その任命は理事の中から代表が行う。

第16条（顧問）

この会の活動に対して、適切な指導または助言を与える者を理事会の承認を得て顧問として選任することができる。この場合の任期は1年とし、再任を妨げない。

第18条（雑則）

この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、理事会において定めるものとする。

附則

この規約は、2012年4月から施行する。

2017年3月より、本改定版を施行する。

